

みんなでお支える

国民健康保険

問い合わせ先 医療介護課 国保医療係 ☎43・6813

一人ひとりの健康管理で医療費を大切に

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるように、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国民健康保険制度は、加入者に納めていただく保険税と、国・県市の公費等で運営しており、保険税収入は重要な財源です。しかし、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化や医療技術の高度化などによる医療費の増加に伴い、保険給付費が膨らむ一方で、長引く景気低迷による雇用・所得環境の悪化などにより保険税収入は伸び悩んでおり、依然として厳しい財政状況にあります。

本市の国保の状況は

平成23年度の医療費は、約47億2千万円(前年度に比べ約1億3千万円の増)

国保加入者が病気やケガで医療機関にかかった費用は、高齢受給者の医療費の伸び、生活習慣病の増加などにより年々増加傾向にあります。

一人当たりの医療費

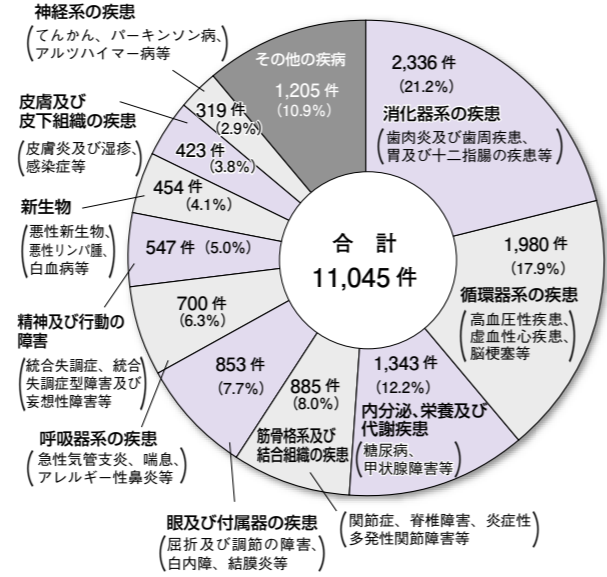
平成23年度の被保険者一人当たりの医療費(療養費含む)

は、38万2,859円で前年度に比べ1万2,684円増加しています。

それに伴う保険税は、介護納付金分と合わせて、一人当たり7万7,626円となっています。(図1)

また、一人当たりの医療費は、兵庫県内の市平均32万5,984円に比べ5万6,875円高くなっています。(図2)

国保加入者の疾病分類別件数の状況 (図3)



医療費が増える主な理由

① **高齢化の進展**
高齢化社会となり、病気になる人がちなお年寄りの人口が増えています。

② **医学、医療技術の進歩**
医療の進歩、高度化により診療にかかる費用が増えています。

③ **慢性疾患患者の増加**
生活習慣の変化に伴い、生活習慣病をはじめ、長期治療を必要とする慢性疾患の患者が増えています。

④ **お医者さんへのかかり方**
何度も病院を替えるなど、お医者さんへのかかり方も原因

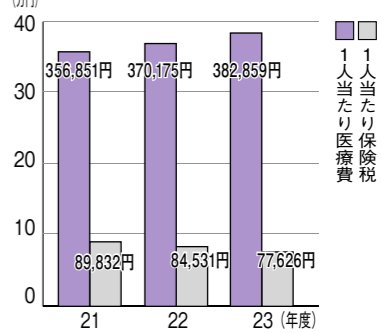
医療機関の適正受診にご協力ください

医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の削減や医療現場における医師やスタッフの負担軽減につながります。皆さんもぜひ、医療機関の適正受診に努めていただきますようお願いいたします。

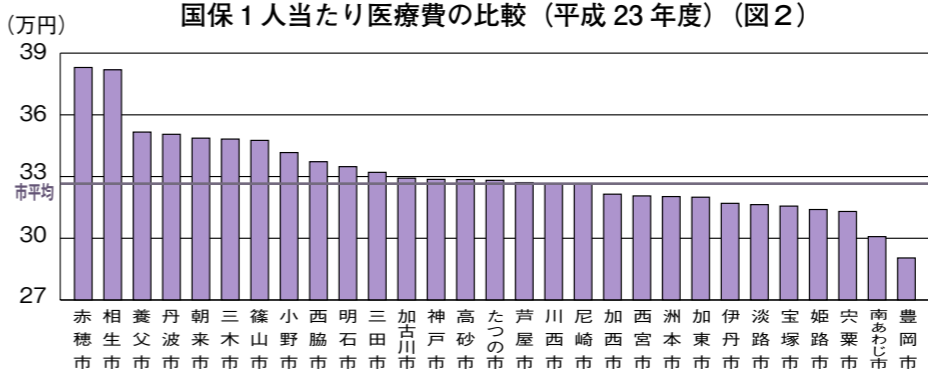
医療機関を利用するときは、次の点に注意して上手に受診しましょう。

- ① **かかりつけ医を持ちましょう**
日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえるかかりつけ医を持つことは大切なことです。
- ② **はしご受診はやめましょう**
同じ病気で複数の医療機関にかかる「はしご受診」はやめましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- ③ **時間外受診はやめましょう**
休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日・夜間診療は割増料金となり、自己負担も大きくなります。受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- ④ **薬の適切な用量・用法を守りましょう**
薬の飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。「お薬手帳を活用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、不要な薬をもらわないようにしましょう。
- ⑤ **迷ったら電話でできる小児救急電話相談**
休日や夜間に、お子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談を利用してみましょう。小児科医や看護師から症状に応じた適切な対処の仕方などアドバイスが受けられます。

国保1人当たり医療費と保険税の推移(図1)



国保1人当たり医療費の比較(平成23年度)(図2)



平成25年度の保険税は

平成25年度の保険税率

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳の人)
所得割	6.65%	2.30%	1.65%
均等割	21,000円	6,600円	6,700円
平等割	16,600円	5,000円	3,900円
賦課限度額	50万円	13万円	10万円

(医療分・後期高齢者支援金分の保険税)

保険税は、その年に予測される医療費から、私たちが医療機関などで支払う一部負担金や国などからの補助金を差し引いた分が、保険税の総額となります。

平成25年度は、国などからの補助金のほか、市単独支援額を含む一般会計からの繰入金をはじめ、財政調整基金の取り崩し措置により保険税は据え置くこととしました。医療費が増えると保険税も

高くなります。そうならないためにも日頃から健康づくりを心がけ、医療費を上手に節約しましょう。

(介護納付金分の保険税)

介護納付金分の保険税も、市単独支援額を含む一般会計からの繰入金により平成25年度は据え置くこととしました。

国保加入者の疾病の状況

図3のグラフは、本市の国保加入者が平成24年5月の1か月間に医療機関を受診した疾病分類別の件数です。このグラフから、生活習慣病である消化器系・循環器系などの疾患、がんなどの疾病が、全体の5割以上を占めていることが分かります。

生活習慣病は、自覚症状のないうちに進行します。そんなとき、健康診断が威力を発揮します。自覚症状のない初期の段階でも、健診で早期発見できれば、病気の芽をいち早く摘みとることができます。また、病気を予防することは医療費削減につながり、ひいては保険税の値上げを抑えることにもなります。

自己負担額を減らし、国保財政の健全化を図ることが期待できます。ジェネリック医薬品への切り替えについては、必ず医師や薬剤師に相談してください。

医療費通知にご理解を

国保では、2カ月ごとに医療費の総額等をお知らせしています。医療費負担のしくみや自分の健康に関心を持っていただき、医療費の適正化と国保の健全運営にご理解とご協力をお願いします。

『お知らせ』

母子家庭等医療費の受給者は、更新にあたり申請書(現況届)の提出が必要です。

更新申請の用紙を郵送しますので、6月14日(金)までに必要事項をご記入のうえ、必ず医療介護課国保医療係へ提出してください。

提出されない場合は、新しい受給者証を郵送できませんので、ご注意ください。

●問い合わせ先

医療介護課 国保医療係 ☎43・6813